令和７年 2 月 26 日
理　事　会　決 定

私立大学ガバナンス・コード〈第 2.0 版〉遵守（実施）状況の点検に関する方針

日本私立大学協会は、改正私学法をふまえ、加盟大学のガバナンス強化に係る自主・自律的な取組みを一層促進するため「私立大学ガバナンス・コード〈第 2.0 版〉(以下「本コード」)を公表した。本学は、本コードの「基本原則」及びそれに紐づく「原則」「実施項目」（以下、「各原則」という。）に照らし、本学の遵守（実施）状況を点検し、その結果を、広く社会へ公表する。なお、本コードの点検に関する具体的方針は以下のとおりとする。

1.本コードの適用開始日

本コードは、令和７(2025)年度４月１日（令和７年度の遵守（実施）状況の点検）より適用する。なお、同日をもって第１版は廃止される。

2.各原則の遵守（実施）状況の点検

常勤理事会において、毎年度、各原則の遵守（実施）状況を点検する。

3.「点検結果報告書」の作成

日本私立大学協会指定の様式を以て毎年度 10 月末までに、「点検結果報告書」を作成する。「点検結果報告書」には、①各原則の遵守（実施）状況、②各原則を遵守（実施）していない場合の理由あるいは今後の対応方針（検討状況）の説明を記載する。

「実施項目」については、「原則」の遵守（実施）状況を判断するための指標であり、必ずしも全項目の実施を求めるものではないことから、適切にその要否を判断する。

なお、実施項目の公表と日本私立大学協会への報告は任意とされているが、本学は公表及び報告を行うことを基本とする。

4.「点検結果報告書」の機関決定

「点検結果報告書」は、最終的に理事会により機関決定する。

5.公表

「点検結果報告書」を大学ホームページに掲載する。

6.報告

事務局は、毎年度 10 月末までに「点検結果報告書」を日本私立大学協会へ提出し、同協会がそのホームページに「点検結果報告書」の掲載先 URL（本学ホームページの点検結果掲載ページの URL）を公表する。